

濱本司法書士事務所 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年7月1日～平成32年6月30日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成27年7月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成27年8月～ 制度に関するパンフレット等を事務所内に備え付ける

目標2：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する。

<対策>

- 平成27年8月～ 原職復帰のための業務内容や業務体制の見直しを行う。
- 平成27年9月～ 育児休業期間中に原職復帰のための情報提供を行う。